

# 青森県報

号外第五十七号

令和四年  
六月二十日  
(月曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)とを合算して得た数(事務局)：一

## 選挙管理委員会

### 青森県選挙管理委員会告示第三十二号

令和四年六月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)とを合算して得た数(を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二一、四九五 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二三四、三四三 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区	六、二九二 人
西津軽郡選挙区	五、〇六〇 人
南津軽郡選挙区	六、三七五 人
北津軽郡選挙区	七、三四六 人
上北郡選挙区	二七、〇五〇 人
三戸郡選挙区	一八、七三三 人
青森市選挙区	七九、一七三 人
弘前市選挙区	四八、三二一 人
八戸市選挙区	六三、七〇二 人
黒石市選挙区	九、二九二 人
五所川原市選挙区	一八、四一一 人
十和田市選挙区	一七、一二九 人
三沢市選挙区	一〇、七三一 人
むつ市選挙区	二〇、一七七 人
つがる市選挙区	九、〇〇三 人
平川市選挙区	一一、四五五 人

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円